

改 正 案	現 行																				
第 2 法が適用される処分等に関して必要となる措置等について 1 「申請に対する処分」に関するもの (2) 標準処理期間を策定すること及び公にすること（法第 6 条） ロ 標準処理期間を定めるに当たっては、具体的には、以下に掲げるものを除き、原則として「1 5 日」とすること。 (イ)申請事案の処理に通常 1 5 日を超える期間を要することから、標準処理期間が 1 5 日を超えることとなるもの ①～⑧ （略） ⑨ <u>労働安全衛生法第 8 8 条に基づく「計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）」（標準処理期間：1 か月）</u> ⑩～⑫ （略） （なお、<u>上記⑫</u>においては、疾病に係るもののうち、下記（ロ）の⑤の場合を除く。） 別添 7 申請に対する処分一覧表 安全衛生関係 （労働安全衛生法に基づくもの） <table><tr><th>番号</th><th>処分内容</th><th>根拠条文 (条－項－号)</th><th>処分権者</th></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>1 6</u></td><td><u>計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）</u></td><td><u>法88－ 1</u> <u>法88－ 2</u></td><td><u>署長</u></td></tr></table>	番号	処分内容	根拠条文 (条－項－号)	処分権者		(略)			<u>1 6</u>	<u>計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）</u>	<u>法88－ 1</u> <u>法88－ 2</u>	<u>署長</u>	第 2 法が適用される処分等に関して必要となる措置等について 1 「申請に対する処分」に関するもの (2) 標準処理期間を策定すること及び公にすること（法第 6 条） ロ 標準処理期間を定めるに当たっては、具体的には、以下に掲げるものを除き、原則として「1 5 日」とすること。 (イ)申請事案の処理に通常 1 5 日を超える期間を要することから、標準処理期間が 1 5 日を超えることとなるもの ①～⑧ （略） ⑨～⑪ （略） （なお、<u>上記⑪</u>においては、疾病に係るもののうち、下記（ロ）の⑤の場合を除く。） 別添 7 申請に対する処分一覧表 安全衛生関係 （労働安全衛生法に基づくもの） <table><tr><th>番号</th><th>処分内容</th><th>根拠条文 (条－項－号)</th><th>処分権者</th></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	番号	処分内容	根拠条文 (条－項－号)	処分権者		(略)		
番号	処分内容	根拠条文 (条－項－号)	処分権者																		
	(略)																				
<u>1 6</u>	<u>計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）</u>	<u>法88－ 1</u> <u>法88－ 2</u>	<u>署長</u>																		
番号	処分内容	根拠条文 (条－項－号)	処分権者																		
	(略)																				

別添 8 不利益処分一覧表

安全衛生関係

(労働安全衛生法に基づくもの)

(表 略)

(労働安全衛生規則に基づくもの)

番号	処分内容	根拠条文 (条－項－号)	処分権者
1	計画の届出の免除に係る	則87の9	署長
—	認定の取消		

別添 8 不利益処分一覧表

安全衛生関係

(労働安全衛生法に基づくもの)

(表 略)